

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

○案件名 : 第2期ひょうご障害者福祉計画（案）
 ○意見募集期間 : 令和4年2月24日（木）～令和4年3月16日（水）
 ○意見等の提出件数 : 19件（5人）

「県の考え方」の表記について

【A】… ご意見等を踏まえ、本文等に反映したもの（一部反映した場合も含む）	1件
【B】… 意見等の内容が既に記載されているもの	10件
【C】… 今後、障害者福祉を推進する上で参考とするもの	6件
【D】… 対応が困難なもの	0件
【E】… その他（感想等）	2件

No	項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
1	第2章	計画で整理する4つの施策分野がわかりづらい。障害者が生活していく上での問題や課題を、具体例を使って、図式化した計画にしてほしい。	1	【B】 （本文P10-18） 本計画では、誰もが主体的に生き、支える社会をめざす「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき、4つの分野（ひと／参加／情報／まち・もの）に整理した構成としています。また課題については、兵庫県障害福祉審議会で提言された多様な意見をもとに、横断的視点で整理し、各分野における取組の中で、具体的な課題に対する施策を記載しています。
2	第3章 1「ひと」 分野	障害のある子どもが、特別支援学校だけでなく、小・中・高等学校に選択肢を広げられるよう施策を充実させて欲しい。 交流や共同学習だけでなく、授業を分けずに一緒に勉強する環境など、小さい時から日常的に、障害のない子どもと共に育つ場が共生社会への近道になる。	1	【B】 （本文P22） P22「○インクルーシブ教育システム構築に向けた全ての教職員の障害特性等の正しい認識、合理的配慮の理解促進」、「○学校のバリアフリー化整備推進」等を記載し、共に学び育つ場の整備のために、合理的配慮（①教育内容・方法、②支援体制、③施設設備）の提供について理解・対応の充実を図ります。
3	第3章 1「ひと」 分野	小・中・高等学校において、通学支援や同じ教室での学習や介助、医療的ケア児への対応などを確保するために、県から市町に働きかけていくことが重要である。	1	【B】 （本文P22） P22「○医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する支援体制の充実と、看護師の配置等における関係機関との連携の強化」を記載し、医療と連携した実施体制等について、県のモデルを市町教育委員会に示し助言していきます。

No	項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
4	第3章 1「ひと」 分野	計画に「障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び」という記載があり、目標は素晴らしいが、現状は兵庫県内では特別支援学校が増加していて矛盾している。 特別支援学校を増やさない、特別支援学校を減らすといった目標を立てて欲しい。	1	【C】（本文P22） P22「〇インクルーシブ教育システム構築に向けた全ての教職員の障害特性等の正しい認識、合理的配慮の理解促進」、「〇学校のバリアフリー化整備推進」を記載し、共に学び育つ場の整備のために、安全・安心な教育環境整備を進めていきます。 なお、県では、共生社会を見据えた教育の実効性を高めるため、計画的な教育環境整備に資する県立特別支援学校における教育環境整備方針を令和3年度に策定しました。特別支援学校の整備は、児童生徒を増やすためではなく、狭隘化した教育環境を改善するためのものです。
5	第3章 1「ひと」 分野	障害のある子どもが普通校に通うには、親の負担が大きいため、負担を軽減する支援が欲しい。	1	【B】（本文P22） P22「〇福祉事業も活用した通学に対する支援の充実」、「〇インクルーシブ教育システム構築に向けた全ての教職員の障害特性等の正しい認識、合理的配慮の理解促進」、「〇学校のバリアフリー化整備推進」を記載し、負担軽減への配慮を進めていきます。
6	第3章 1「ひと」 分野	聴覚障害者であることを対外的に示すマーク等の作成及び普及を図って欲しい。	1	【C】（本文P23） 聴覚障害者であることを示したり、理解を求めるとの「耳マーク」についても、社会の認知や情報配慮の必要性等の趣旨を広報していきます。
7	第3章 1「ひと」 分野	県が取り組んでいる軽・中度難聴児への補聴器購入費等助成について、成人にも対象を拡大して欲しい。	1	【C】（本文P24） 当該事業は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の言語の習得、教育等における健全な発育を支援することを目的としているため、対象を概ね18歳までとしています。 ご意見については今後の取組の参考にさせていただきます。
8	第3章 1「ひと」 分野	片耳難聴者を身体障害者手帳の交付対象に加えるように国へ働きかけて欲しい。	1	【C】（本文P24） 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人が対象となります。 聴覚障害に限らず、さまざまなご意見がありますので、今後の取組の参考にさせていただきます。
9	第3章 1「ひと」 分野	聴力障害にならないように、イベントや映画館での音量を規制する条例等を設けて欲しい。	1	【C】（本文P24） イベント等は各施設の運営方針や管理基準に則って行われるべきものであり、条例等による制限が困難と考えます。ご意見については今後の取組の参考にさせていただきます。

No	項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
10	第3章 1「ひと」 分野	障害福祉サービスを受けるためには、受けようとするサービスごとに、行政、医療機関等、異なった窓口を訪れる必要がある。手続きがワンストップになるようにしてほしい。	1	<p>【C】（本文 P25）</p> <p>障害福祉サービスは県、市町、医療機関等、所管が多岐にわたるため、ワンストップでの手続きは困難ですが、P25「ウ 相談支援体制の充実と連携強化」を記載し、障害のある人が、身近な地域で相談支援を活用し、望む障害福祉サービスの支援が受けられるよう取組を進めていきます。</p> <p>また、担当する職員の人材育成や各機関・部門間の連携を図りつつ、今後も申請者の負担軽減への配慮を進めていきます。</p>
11	第3章 2「参加」 分野	就職の障害者枠の求人が少なく、求人数が増えるとよい。	1	<p>【B】（本文 P28）</p> <p>P28「○中小企業における雇用拡大促進のための支援の充実」「○障害者雇用の好事例の発信やノウハウの蓄積」「○公的機関による障害者雇用のさらなる促進」等を記載し、求人数の増加に努めていきます。</p>
12	第3章 2「参加」 分野	障害のある労働者の給与について、一人暮らしであっても生活できるくらいの給与額になって欲しい。	1	<p>【B】（本文 P28, 29）</p> <p>P28「ア 一般就労の促進」において、能力開発や職場定着関係事業を通じて給与収入の確保を図るとともに、P29「イ 福祉的就労の充実」により、工賃向上や販路拡大の取組を進めていきます。</p>
13	第3章 2「参加」 分野	障害を持った人が観光や宿泊をしやすいように、県内のバリアフリー化を推進して欲しい。	1	<p>【B】（本文 P30）</p> <p>P30「○宿泊施設の一般客室バリアフリー化の推進」、「●障害のある人や介助の必要な高齢者が旅行しやすくなるユニバーサルツーリズムの推進」を記載し、県内のバリアフリー化を進めていきます。</p>
14	第3章 2「参加」 分野	介護給付の支給決定に係る判断について、県内市町でのバラツキがなくなるよう計画に示してほしい。	1	<p>【B】（本文 P31）</p> <p>P31「○障害福祉サービスの柔軟な運用や地域間格差の解消、適正な報酬の確保」を記載し、地域間格差の解消に向けた取組を進めていきます。なお、介護給付の支給決定は各市町の支給決定基準を審査基準として判断されます。</p>
15	第3章 2「参加」 分野、 3「情報」 分野	知的障害者本人の意見や気持ちを聞いてほしい。また、知的障害者に対応した情報提供が漏れていると感じている。	1	<p>【B】（本文 P31, 34）</p> <p>P31「○障害がある人が意思決定の元となる『経験』をすることへの支援や、意思決定を支援する人の知識・技術の向上」、P34「○視覚障害や聴覚障害など様々な障害特性に配慮した、ICT を含む情報提供と意思疎通手段の充実」等を記載し、障害者本人の意思決定支援や意見を聞くための取組を進めていきます。</p> <p>また、障害者福祉の推進にあたっては、障害福祉審議会で意見を聴取しているほか、障害者支援団体や障害当事者からのご意見を取組に反映できるよう努めていきます。</p>

No	項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
16	第3章 3「情報」分野、 4「まち・もの」分野	知的障害者が一人暮らしを選択できるよう環境を整え、本人に情報が入るようにして欲しい。現状は、入所施設かグループホームの選択に限られることが多い。	1	【B】 (本文 P34, 36) P34「〇知的障害や視覚・聴覚障害など様々な障害のある人がわかりやすい行政情報提供の推進」、P36「ア 地域生活支援体制の充実」、「イ 住まいの充実」を記載し、障害者が一人暮らしの選択をできる体制づくり、情報提供の取組を進めていきます。
17	第3章 4「まち・もの」分野	障害者にとって地域生活をしていくイメージが湧きにくい。地域移行のプロセスを、障害者の目線で、生活実態に沿った事例で示してほしい。 今回の計画で難しければ、今後の取組で工夫してもらいたい。	1	【A】 (本文 P35, 36) P36「◎地域生活支援拠点等の整備と有機的な連携」を記載し、障害者の入所施設や病院からの地域移行を進めるための取組を進めていきます。 今回、ご意見を踏まえ、P35に「地域生活支援拠点等のイメージ図」を追記しました。
18	第3章 4「まち・もの」分野	心療内科の医療機関を変更したいが、現在の主治医の紹介状を求められ、医療機関を変えられなかった。紹介状の有無を問わず、容易に医療機関を変えることができるようにして欲しい。	1	【E】 (本文 P37) 基本的には、患者は、受診する医療機関を自由に選択することができます。 また、紹介状は、病状や現在までの治療内容等が記載されており、新たに医療機関を受診する場合に適切な受診に繋がる有効な手段です。 医療機関を受診される際に紹介状が必要かどうかは医療機関によって異なりますので、受診前に医療機関にご相談ください。
19	第3章 4「まち・もの」分野	心療内科の受診において、本人が精神的に不安定な状態であれば、本人の意思がなくとも親の相談をもって受診させて欲しい。	1	【E】 (本文 P37) 医療機関によっては、家族のご相談を実施している医療機関もあります。 ご本人に受診の意思がなく、ご家族が対応に困られる場合は、医療機関の情報や家族の対応方法等について、住所地を管轄する保健所でも相談することができます。